

入札公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

令和 2 年 7 月 22 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 入札に付する事項

(1) 事業名

名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業

(2) 事業場所

名古屋市瑞穂区山下通 5 丁目 1 番地ほか

(3) 事業概要

名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年 7 月 30 日法律第 117 号）に基づく新施設等の設計・建設業務、現陸上競技場等の解体・撤去業務、瑞穂公園の維持管理・運營業務。

(4) 事業期間

契約締結日から令和23年 3 月 31 日まで

ただし、維持管理運營業務は、令和 5 年 4 月 1 日から令和23年 3 月 31 日までの18年間とする。

(5) 予定価格

金50,035,454,546円

なお、予定価格は、事業期間中に市が事業者を支払うサービス購入料を単純合計した金額（消費税及び地方消費税額を含む。）に 110 分の 100 を乗じて得た額である。

(6) 入札方法

ア 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額 100 分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業

者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

イ 本入札は、事業提案書の提出を受け付け、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式一般競争入札により行う。

2 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の参加要件等

応募者は、入札説明書に定める構成員及び協力会社で構成されるもの（以下「構成企業」という。）とする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。

構成企業は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を満たすこと。

なお、構成企業は、他の構成企業として入札に参加することはできないものとする。

応募グループで申し込む場合には、参加表明書提出時に、代表企業（名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）による競争入札参加有資格者名簿に登録されている者とする。）の名称を明記し、必ず当該代表企業が応募手続きを行わなければならない。

応募に当たっては、応募企業は協力会社の名称及び携わる業務を、また応募グループは当該応募グループの構成員及び協力会社の名称及び携わる業務を、それぞれ参加表明書に明記しなければならない。

ア 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条の規定に該当しない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若

しくは入札代理人として使用する者でないこと。

エ 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

オ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

ク 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

ケ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立てがなされていない者（同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）であること。

コ 中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告にかかる入札に参加しようとならない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。

サ 公告日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置の

期間がないものであること。

シ 以下に示す者でないこと。又は、これらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

(ア) 審議会の委員、又は当該委員が属する企業

(イ) パシフィックコンサルタンツ株式会社

(ウ) アンダーソン・毛利・友常法律事務所

(2) 構成企業の参加要件

構成企業のうち新施設等の設計、工事監理及び建設、現陸上競技場等の解体及び撤去並びに瑞穂公園の維持管理及び運営の各業務にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができることとする。

ただし、新施設等の工事監理業務と建設、解体及び撤去業務については、兼務することはできず、また、これらの各業務にあたる者の間に資本面若しくは人事面において関連がある場合、これらの者がそれぞれ工事監理業務と建設、解体及び撤去業務を担当することはできない。

ア 新施設等の設計にあたる者は次の要件を満たすこと。なお、本業務にあたる者が複数の場合は、全ての者（公園の設計のみに携わる者を除く。）が(ア)及び(イ)の要件を満たし、主たる業務を担う1者が(ウ)の要件を満たすこと。ただし、公園の設計のみにあたる者は、(エ)の要件のみ満たせばよいものとする。

(ア) 令和元年度及び2年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「測量・設計」、申請品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築

士事務所の登録を行っていること。

(ウ) 平成7年4月1日以降、公告日の前日までに、元請として、以下のいずれかの要件を満たす建築物の設計（改修工事を除く。）の実績を有する者であること。なお、共同企業体等としての実績は、代表構成員等としての実績に限る。

a 観客席数が15,000席以上かつ延床面積20,000平方メートル以上の屋外体育施設（陸上競技場、野球場、サッカー場、ラグビー場等）

b 観客席数の合計が1,000席以上（観客を収容する室が複数ある場合は、その合計）のホール等（各種屋内アリーナ、劇場、映画館を含む）を有する延床面積が10,000平方メートル以上の施設

(エ) 令和元年度及び2年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「測量・設計」、申請品目「建築コンサルタント（造園）」の競争入札参加資格を有すると認定された者であり、かつ、平成17年4月1日以降、公告日の前日までに、元請として、次のいずれかの要件を満たす公園（以下、「総合公園等」という。）の設計の実績を有する者であること。なお、共同企業体等としての実績は、代表構成員等としての実績に限る。

a 都市計画法施行規則（昭和44年建設省第49号）第7条第5項に基づき定める総合公園、運動公園又は広域公園

b 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条及び都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律の施行について（昭和51年建設省都市局長通達）に基づき設置する都市基幹公園又は大規模公園

イ 新施設等の工事監理にあたる者（建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の6第4項の規定に基づき配置するものとする。）は次の要件を満たすこと。なお、本業務にあたる者が複数の場合は、全ての者（公園の工事監理のみに携わる者を除く。）が(ア)及び(イ)の要件を満たし、主たる業務を担う1者が(ウ)の要件を満たすこと。ただし、公園の工事監理のみにあたる者は、(エ)の要件のみ満たせばよいものとする。

(ア) (2) ア(ア)に同じ

(イ) (2) ア(イ) に同じ

(ウ) (2) ア(ウ) に同じ

(エ) (2) ア(エ) に同じ

ウ 新施設等の建設並びに現陸上競技場等の解体及び撤去にあたる者は次の要件を満たすこと。なお、本業務にあたる者が複数の場合は、最低 1 者は次の要件を全て満たし、その他の者は(ア) から(ウ) の要件を満たすこと。

(ア) 令和元年度及び 2 年度名古屋市競争入札参加資格「建築工事 A 等級」の認定を本公告に係る入札の開札日までに受けている者であること。(ただし、一般共同企業体を除く。)

(イ) 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を有していること。

(ウ) 令和元年度及び 2 年度名古屋市競争入札参加資格審査申請書に添付して提出した経営事項審査結果通知書において建築一式工事の総合評点が 1,100 点以上であること。

(エ) 平成 7 年 4 月 1 日以降、公告日の前日までに、元請として、観客席数が 15,000 席以上かつ延床面積 20,000 平方メートル以上の屋外体育施設（陸上競技場、野球場、サッカー場、ラグビー場等）の施工の実績を有する者であること。なお、共同企業体等としての実績は、代表構成員等としての実績に限る。

エ 瑞穂公園の維持管理にあたる者は次の要件を満たすこと。なお、本業務にあたる者が複数の場合は、最低 1 者は次の要件を全て満たすこと。

(ア) 令和元年度及び 2 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「業務委託」、申請品目「施設の運営・管理」または「保守・点検・修理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

(イ) 平成 22 年 4 月 1 日以降、公告日の前日までに、1 年以上の建築物（陸上競技場、野球場、サッカー場、ラグビー場、プールまたは体育館等のスポーツ施設）の維持管理の実績を有する者であること。

オ 瑞穂公園の運営にあたる者は次の要件を満たすこと。なお、本業務に

あたる者が複数の場合は、最低 1 者は次の要件を全て満たすこと。

(ア) 令和元年度及び 2 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「業務委託」、申請品目「施設の運営・管理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

(イ) 平成22年 4 月 1 日以降、公告日の前日までに、1 年以上の建築物（陸上競技場、野球場、サッカー場、ラグビー場、プールまたは体育館等のスポーツ施設）の運営の実績を有する者であること。

なお、ア(ア)、ア(エ)、イ(ア)、イ(エ)、ウ(ア)、エ(ア) 及びオ(ア) に掲げる競争入札参加資格を有していない者は、当該競争入札参加資格審査の申請を行い、確実に本公告に係る入札の開札日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

(3) 応募者の構成員等の変更

応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における失格及び構成の変更の基準は、次のとおりである。

ア 応募者における構成企業が参加資格要件を欠いた場合の措置は、以下のとおりである。

代表企業	参加資格要件を欠いた場合、応募者は失格
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き、参加資格要件を欠いた場合、応募者は失格
協力会社	参加資格要件を欠いた場合で、市が協力会社の変更を認めた場合、応募者を失格としない

イ 応募者における構成企業の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可
協力会社	市が変更を認めた場合は可

ウ ア及びイにおけるやむを得ない事由とは、以下のとおりである。

(ア) 事業の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき

- (イ) 解散又は清算に伴い会社が消滅するとき
- (ウ) 参加表明を行っていた事業を廃止するとき

3 入札手続等

(1) 本入札及び契約に係る担当部局

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室
(名古屋市役所西庁舎)

電話番号 052-972-3263

(2) 入札説明書等の公表・交付

名古屋市電子調達システム内の調達情報サービス (<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>) 及びホームページ (<http://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000123351.html>) において、入札説明書、要求水準書、事業契約書(案)、基本協定書(案)、落札者決定基準、様式集(以下総称して「入札説明書等」という。)を公表する。

なお、入札説明書等の交付は、調達情報サービス及びホームページでの公表をもって代える。

(3) 参加表明書及び資格審査書類の提出

ア 提出期間

令和2年9月3日(木)から令和2年9月7日(月)までの毎日(名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する本市の休日を除く)、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)。

イ 提出場所

- (1) に同じ

ウ 提出方法

参加表明書及び資格審査書類の提出は、持参又は郵送によるものとする。持参による場合は、提出する前に名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室に電話で持参の連絡を行うこととする。郵送による場合は、書留郵便とし、令和2年9月7日(月)午後5時までに必着

とする。

(4) 応募者の参加資格確認基準日

令和 2 年 9 月 7 日

(5) 競争入札参加資格を有しない者の競争入札参加資格審査申請手続

本公告に係る入札に参加を希望する者で、資格審査書類の提出日時において本市の競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市ホームページの入札参加者登録 (<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>) において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を令和 2 年12月15日までに次の場所に提出し、当該資格の認定を受けなければならない。この場合には、本公告の写しを添える等の方法により、本公告に係る入札に参加を希望している旨を明示すること。

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市財政局契約部契約監理課審査係（名古屋市役所西庁舎11階）

電話番号 0570-001-279

(6) 資格審査結果の通知

資格審査の結果を令和 2 年 9 月14日（月）までに応募者に通知する。

(7) 入札書及び事業提案書の提出

ア 持参による場合の提出日及び提出場所

(ア) 提出日

令和 3 年 1 月 6 日（水）午前 9 時から午前11時まで

(イ) 提出場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

市長部局入札室（名古屋市役所西庁舎12階）

イ 郵送による場合の到達期限及び提出場所

(ア) 到達期限

令和 3 年 1 月 5 日（火）午後 5 時まで

(イ) 提出場所

(1) に同じ

(ウ) 提出方法

二重封筒を用い、入札書の中封筒に入れて封印し、中封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、事業提案書を同封し書留にて送付すること。

(8) 開札日時及び開札場所

ア 開札日

令和3年1月6日（水）午前11時20分

イ 開札場所

(7) ア(イ) に同じ

ウ 立会い

入札は応募企業または応募グループの代表企業の立会いのもと行う。ただし、応募企業または応募グループの代表企業が立会わない場合は当該入札事務に関係のない市職員を立会わせて行う。

なお、入札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行う。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の最優秀提案者選定の対象となる。この際、入札価格の公表は行わない。

(9) 総合評価の方法

性能等の評価に関する点数と入札価格の評価による点数を合計した点数により総合評価を行う。

(10) 評価基準等

落札者決定基準に定める。

(11) 落札者の決定方法

名古屋市契約規則第2条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書等で指定する性能等の要求水準のうち必須とされた項目を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

ア 入札保証金は名古屋市契約規則第5条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

イ 事業者は、事業契約の締結にあたっては、新施設等の設計・建設業務及び現陸上競技場等の解体・撤去業務において、施設整備及び解体・撤去に係る全ての費用及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額の100分の10以上に相当する契約保証金を、納付するものとする。ただし、同額の履行保証保険契約等を締結した場合はこの限りではない。

なお、維持管理運営業務の期間中においては、事業者の契約保証は必要ないものとする。

(3) 予定価格の設定方法

総額で定める。

(4) 入札のとりやめ

応募者が不穏な行動をなす場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、市は、当該応募者を入札に参加させない。

また、応募者の全部又は一部が連合し、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は、入札の執行を延期し、又はとりやめることがある。

なお、後日、入札にかかる不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置をとることがある。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、参加表明書及び資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約の締結

本事業の契約締結については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に基づき、名古屋市会において議会の議決を経なければならない。そのため、まず仮契約を締結し、議会の議決が得

られた後に本契約を締結する。

(8) その他の注意事項

落札者決定から事業契約締結までの間における落札者の失格及び構成の変更は次のとおりである。

ア 落札者における構成企業が、市との契約（本件契約以外のものを含む）に関して不正 2 事由のいずれかに該当した場合の措置は、以下のとおりである。

代表企業	不正 2 事由のいずれかに該当した場合に限り、事業契約を締結しない
代表企業を除く構成員	
協力会社	不正 2 事由のいずれかに該当した場合で、市が協力会社の変更を認めた場合は、事業契約を締結する

イ アにおける不正 2 事由とは、以下のとおりである。

(ア) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

(イ) 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

ウ 落札者における構成企業の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可
協力会社	市が変更を認めた場合は可

エ ウにおけるやむを得ない事由とは、以下のとおりである。

(ア) 事業の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき

(イ) 解散又は清算に伴い会社が消滅するとき

(ウ) 参加表明を行っていた事業を廃止するとき

(9) 調達手続の停止等

本公告に示した調達に関し、名古屋市入札監視等委員会への苦情申立てがあった場合に、苦情処理手続において、調達手続の停止等があり得る。

(10) その他

詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Nature and expected quantity of the service required:

The design, construction, demolition, removal, maintenance, and operation of the Nagoya City Mizuho Park Athletics Stadium and so on.

(2) Deadline for submission of application forms and relevant documents for qualification:

5:00 p.m., 7 September, 2020

(3) Deadline for the submission of tenders

11:00 p.m., 6 January, 2021

(tenders submitted by mail are due by 5:00 p.m, 5 January, 2021)

(4) Contact:

Sports Facility Office, Sports Promotion Division, Sports & Civic Affairs Bureau, City of Nagoya-1, Sannomaru 3-chome, Naka-ku, Nagoya 460-8508 Japan
TEL: 052-972-3263